那覇市歴史博物館所蔵『自明治十五年至仝二十一年 庁中諸回議並庁則ニ関スル部』(横内家文書)と そこに編綴された明治期沖縄県令達について

青嶋 敏

地域社会システム講座

'Chouchuu-shokaigi narabini chousoku ni kansuru bu' and Administrative Orders of Okinawa Prefecture

Satoshi AOSHIMA

Department of Regional and Social Systems, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

一 はじめに

現在那覇市歴史博物館が所蔵する「横内家寄贈資料」は、明治時代に沖縄県属として沖縄県庁に勤務していた元彦根藩士の横内扶⁽¹⁾の旧蔵資料であり、1993年に横内扶の孫にあたる横内襄氏から那覇市に寄贈され、2006年に那覇市歴史博物館に引き継がれたものである。この「横内家寄贈資料」は、文書資料約一万八千点、美術工芸資料約三千点からなり⁽²⁾、このうち文書資料(以下「横内家文書」という。)には、明治期の沖縄県政関係資料や彦根藩関係資料が含まれている⁽³⁾。

この「横内家文書」の特色のひとつは、沖縄県が明治12年から大正初期にかけて制定した令達・令規を収録ないし編綴した資料(以下これらを「令達関係資料」と総称する。)が多数所蔵されていることである。これらの令達関係資料を便宜分類して列挙すると以下のとおりである。

- ①沖縄県知事官房文書係編『沖縄県令達類纂(上下巻)』(明治39年発行)(以下「明治39年版『令達類纂』」という。)
- ②『沖縄県町村諸規程』(推定発行年明治41年~43年)
- ③『自明治十五年至仝二十一年庁中諸回議並庁則ニ関スル部』
- ④「沖縄県庁処務細則」(明治25年3月9日制定達甲第4号)
- ⑤「沖縄県庁処務細則」(明治44年4月10日制定訓令乙第70号)
- ⑥明治30年4月1日制定・発令の間切・島宛令達綴 (告示1件、訓令11件、内訓4件)
 - ⑦「沖縄県公報」の残存分(明治35年第20号の一

部、大正元年第8号の一部)

⑧その他の残存令達資料

筆者は、上記の令達関係資料うち、すでに①および②について紹介する論考を公表した⁽⁴⁾。本稿では、その余の令達関係資料のうち、③の『自明治十五年至仝二十一年庁中諸回議並庁則二関スル部』(以下「本資料」ということがある。)とそこに編綴されている明治期の沖縄県令達(特に明治19年県令丙第1号「沖縄県庁則」)について紹介することにしたい⁽⁵⁾。

二 『自明治十五年至仝二十一年庁中諸回議 並庁則ニ関スル部』について

本資料は、明治15年から明治21年までの39件の令達を綴った編綴文書である(ただし、明治17年に制定された令達は綴られていない。)。編綴されている39件の令達のうち、明治19年9月7日県令丙第1号「沖縄県庁則」(後掲の【表4】の庁中17)だけは活版印刷であるが、その余の38件は沖縄県10行罫紙に筆写された手書き文書である。39件の令達はほぼ制定年月日順に編綴されている。ただし、庁中3(明治16年7月21日達丙第55号)と庁中4(明治16年7月3日達丙第51号)との編綴順序が逆転している点が唯一の例外である。

次に本資料の名称について触れておこう。本資料の 表紙には表題が書かれておらず、内題も存在しない が、本資料の冒頭に編綴されている令達(庁中1)が 筆写された沖縄県罫紙の右側上部に「自明治十五年/ 至仝二十一年/庁中諸回議並庁則ニ関スル部」(/は改 行を示す。引用者による。)と記載された付箋が貼付 されている。本資料の名称は、那覇市市民文化部文化 局歴史資料室⁶⁰ が「横内家寄贈資料」の受け入れに伴 い『横内家寄贈文書総目録』を作成した際に、この付 箋の記載内容から採用されたものであろう。

本資料に編綴された39件の令達の類型別件数は、多い順に列挙すると、達丙21件、県令丙7件、正誤3件、県令甲2件、達丁2件、記載なし(不明)2件、布達甲1件、訓令1件である。また、39件の令達の制定時期に関しては、最も古い時期のものは明治15年2月22日県令丙第7号(庁中1)であり、最も新しい時期のものは明治21年2月2日達丙第4号(庁中39)である。この39件の令達を制定年次別に整理すると、【表1】のとおりであり、明治19年と明治20年がともに10件で最多である。

なお、本資料については、那覇市市民文化部文化局歴史資料室編『横内家資料38』(B5判、作成年不詳)⁽⁷⁾および那覇市歴史博物館編『横内家文書県政関係資料①県治一般』(A4判、2007年)と題する冊子に原本のマイクロフィルムからの複製が収録されており、那覇市歴史博物館において閲覧することができる。

三 明治19年県令丙第1号沖縄県庁則について

次に、本資料に編綴された39件の令達の内容に目を転じると、沖縄県庁内における回議文書の取扱に関する令達と、沖縄県庁の庁則、事務章程、処務規程等が中心となっている。この39件の令達のうち最重要と考えられるのは、明治19年9月7日制定県令丙第1号「沖縄県庁則」(以下「明治19年庁則」ということがある。)である。そこでまず、この明治19年庁則について検討してみよう。

(1) 明治19年庁則の位置づけ

明治19年庁則は、明治19年7月20日公布勅令第54 号「地方官官制」第10条に基づき制定された「庁中処 務ノ細則」(8)である。まずこの点について確認してお こう。明治19年庁則の冒頭の制定文は「明治十九年七 月十二日勅令第五十四号地方官官制ニ依リ本県庁則別 冊ノ通制定ス | と述べている(ちなみに、明治19年勅 令第54号「地方官官制」の公布日は官報掲載日である 明治19年7月20日であり、明治19年7月12日は本勅 令に対する天皇の裁可日である。)。この明治19年勅令 第54号は、第10条において「知事ハ庁中処務ノ細則 ヲ設クルコトヲ得」(9) と規定し、また同第24条は「府 県庁ノ事務ヲ分掌セシムル為ニ第一部第二部ヲ置キ部 中便宜課ヲ設ケ書記官ヲシテ各一部ノ長タラシム」(10) と規定したうえで、第一部と第二部の分掌事務を区分 した。さらに、同第25条は、「前条ノ外府県庁中二収 税部ヲ置キ租税ノ賦課徴収及徴税費ニ関スル一切ノ事 務ヲ分掌セシム部中課ヲ設クルハ第二十四条ノ例ニ依 ル|(11) と規定した。明治19年庁則は、明治19年勅令 第54号「地方官官制」中のこれらの規定に基づき制定 されたものである。

(2) 明治19年庁則の構成と内容について

明治19年庁則は、第一章各部分課組織、第二章総 則、第三章文書収受、第四章文書調理、第五章雑則の 全5章、117条で構成されている。また第五章雑則は、 第一款服務心得、第二款新任転免心得、第三款昇降庁 及出張心得、第四款辞令授与ノ順序、第五款非常心得、 第六款玄関番心得、第七款附則の合計7款から成る。

明治19年庁則第一章各部分課組織によると、当時の沖縄県庁の組織は、知事官房、第一部、第二部、警察本部および収税部に分かれていた(第1条~第5条)。各部の分課および掛を表示すると【表2】のとおりである。これによると、①沖縄県庁に知事官房が設置されたこと、②第一部庶務課中に旧慣取調掛が置かれたこと、③監獄事務と国税徴税事務が沖縄県の事務とされていること、④警察本部第二課中に治罪掛が置かれていること、⑤明治12年以来沖縄県庁に設置されてきた裁判掛が存在しないことなどに、特徴を読み取ることができる。

次に明治19年庁則第二章総則では、①庁中百般の事務は知事の決裁を経て施行すること、②庁務は処務規程に従って分掌すること、③文書の受理・発出は第一部庶務課往復掛を経由すること、④各部各課は知事の決裁を経て処務細則を設けることができること、などが規定されている。

また明治19年庁則第三章文書収受では、到達した官報の収受・配付、官庁が発した訓令訓示や上申伺に対する指令の収受、庁中より発する一切の文書の送達など、文書の収受手続が規定されている。

さらに明治19年庁則第四章文書調理では、庶務課往 復掛より配布された文書の処理、各課立案の回議書の 審査・決裁、発出文書の作成、文書の保存などの手続 が規定されている。

(3) 沖縄県庁則附録について

明治19年庁則の末尾には「沖縄県庁則附録」という 名称の附録書式が付されている。その書式を一覧表示 すると【表3】のとおりである。

(4) 明治19年庁則の一部改正等関係令達について

本資料中には、明治19年庁則(庁中17)の一部改正 (庁中26、庁中27、庁中34、庁中36、庁中38)、一部 改正(庁中34)の正誤(庁中35)、関連令達(庁中23) が編綴されている。ここではこれらの令達の概要に触 れておこう。

庁中26 (明治19年県令丙第17号) は、明治19年庁 則の附録第十一式「県令文例」に「事ノ内密ヲ要スル カ又ハ特ニ役所長等へ指示スルモノ」としての「沖縄 県内訓」および「官吏一般ニ関スル件即チ儀式等ヲ達 スルモノ」としての「沖縄県達」の2項を追加したも のである。ちなみに、明治19年庁則第48条は「県令式 並官庁ニ上申伺届及往復スル結文ノ文例等ハ附録第十 一式ノ如シ」と規定している。 庁中27 (明治20年県令丙第2号) は、明治19年庁則の第102条を改正するものであり、県庁本庁の宿直に関して、「事故アツテ宿直シ難キ」場合に「代直」を認め、その手続きを定めたものである。

庁中34(明治20年達丙第18号)は、明治19年庁則の第13条(本庁に到達した文書の収受手続)を更正(一部改正)し、新38条(主管課の回議文書配付後5日以上処分未済の事務に関する事務調理遅延報告の手続)を追加するとともに、附録書式に新第三式として「文書配賦簿」、新第十式として「事務調理遅延報告」を追加したものである。

庁中36 (明治20年達丙第20号) は、明治19年庁則 第89条の一部改正であり、出勤簿の備付場所を「官房」 から「部長席」に変更するものである。

庁中38 (明治21年達丙第3号) は、明治19年庁則第68条 (庁中34による新38条の追加のため第67条が第68条に繰下げとなった。) の但書を改正するものであり、「但県令ニ添付スル別紙並活版原稿ハ回議主任ニ於テ謄写取調ノ上原議ニ添ハシムヘシ」との規定が「但令達ノ活版原稿並筆記達上申伺等ノ別紙ハ回議主任ニ於テ謄写之上原議ニ添付スヘシ」と更正された。

庁中35は、庁中34による改正のうち第38条および 附録中の文言の正誤(第九式を第十式に訂正)に関す るものである。

庁中23 (明治19年県令丙第12号) は、金銭物品の出 納に関する回議書を会計主務に査閲させるために、明 治19年庁則の附録第十式回議書の書式中の決裁者欄に 「会計主務」を追加記載するよう命じたものである。

(5) 明治19年庁則の資料的価値について

明治時代の沖縄県庁の職制、事務章程、庁則、処務 規程、処務細則などを定めた令達で筆者が現時点で確 認できているものとしては、①明治14年2月10日制 定達丙第16号「沖縄県各課職制並事務章程」(12)(鍋島 直彬県令時代の令達で、内容は分課規定、職制、事務 章程からなる。)、②明治16年1月4日制定達丙第1号 「各課職制事務章程並庁則」(13) (上杉茂憲県令時代の令 達で、内容は職制、事務章程、庁則、結文例、指令文 例、書式からなる。)、③明治16年5月24日制定達丙第 36号 「各課事務章程」(14) (岩村通俊県令時代の令達で、 内容は事務章程のみである。)、④明治25年3月9日制 定達甲第4号「沖縄県庁処務細則」(15)(丸岡莞爾県知事 時代の令達で、内容は分課組織、権限、事務分掌、処 務順序、服務、書式からなる。)、⑤明治44年4月10日 制定訓令乙第70号「沖縄県庁処務細則」(16)(日比重明 県知事時代の令達で、内容は事務分掌、処務順序、文 書編纂及保存、公文、服務、当直、書式、文書種目か らなる。) などがある。しかし、明治12・13年当時の 令達や明治19年当時の処務規程、奈良原繁県知事時代 の令達等、その残存が現時点では確認されていないも のがかなりある。明治19年庁則は、②ないし③と④と

の間をつなぐ大迫貞清県知事時代の令達であり、同庁 則の制定された明治19年9月から明治19年の「地方官 官制」が明治23年10月11日勅令第225号によって改正 されるまでの時期における沖縄県庁の組織機構と文書 収受・文書調理に関して定めた令達として貴重である と思われる。

四 本資料のその他の令達について

次に、上述した明治19年沖縄県庁則とこれに関連する令達以外の、本資料に編綴されている令達の概要について触れておこう。説明の便宜上、関連性のある令達ごとに分類して取り上げることにする。

(1) 明治19年県令丙第2号「処務規程」の一部改正および一部改正の正誤

明治19年9月7日県令丙第2号「処務規程」(以下「明治19年県令丙第2号」という。) は現時点ではその残存が確認されていないが、本資料にはこの明治19年県令丙第2号を一部改正する令達7件(庁中24、庁中25、庁中29、庁中31、庁中32、庁中33、庁中37、庁中39)と、その一部改正令達(庁中29)の正誤1件(庁中30)とが編綴されている。

庁中24 (明治19年県令丙第13号) は、明治19年県 令丙第2号のうち庶務課の処務規程の一部改正であり、 庶務課本務掛の分掌事務として「間切及村内法ニ関与 スル事」および「主取頭地頭代以下吏員進退任免ノ事」 の2項目、庶務課編纂掛の分掌事務として「内務報告 例ノ事」の1項目を追加したものである。

庁中25 (明治19年県令丙第16号) は、明治19年県 令丙第2号のうち農商課の処務規程の一部改正であり、 農商課本務掛の分掌事務中第21項を「船舶事務及海員 並浦役場ニ関スル事」と改正し、第22項として「難破 船事務及漂流物ニ関スル事」を追加したものである。

庁中29 (明治20年達丙第8号) は、沖縄県庁の第二 部土木課の地籍掛を廃止して第一部庶務課に地籍掛を 設置することとし、これにともない明治19年県令丙第 2号のうち庶務課の処務規程中に地籍掛の分掌事務22 項目を追加するとともに、第一部農商課の処務規程に 「銀行監督ノ事」を追加したものである。

庁中31 (明治20年達丙第10号) は、明治19年県令 丙第6号を廃止するとともに、明治19年県令丙第2号 のうち第一部庶務課の処務規程中本務掛の分掌事務に 「各官庁ニ稟請スル上申伺ニ関与スル事」という1項目 を追加したものである。

庁中32 (明治20年達丙第14号) は、明治19年県令 丙第2号のうち第二部会計課の処務規程に「官舎及官 舎二附帯スル物品ヲ主管スル事」という1項目を追加 したものである。

庁中33 (明治20年達丙第15号) は、明治19年県令 丙第2号のうち第一部庶務課の処務規程の一部改正で あり、庶務課編纂掛の分掌事務に「庁中一切ノ文書ヲ編纂保存スル事」および「庁中各課ニ備フル書籍買入及監守ノ事」の2項目を改正追加したものである。

庁中37 (明治21年達丙第1号) は、明治19年県令丙第2号の第二部土木課の処務規程を全面的に改正したものであり、土木課の「常務係〔ママ〕」の分掌事務として20項目、「営繕係〔ママ〕」の分掌事務として6項目が列挙されている⁽¹⁷⁾。なお、分掌事務の第4の欄外上部に「廿一年県達丙第二号ヲ以テ刪除」との注書きがあり、分掌事務の第20および第36の欄外上部には「仝上」との注書きがある。

庁中39 (明治21年達丙第4号) は、明治19年県令丙第2号のうち第一部庶務課の処務規程の一部改正であり、庶務課本務掛の分掌事務第1項中「県令」の文言の下に「県達」の2字を挿入する旨の改正である。ただし、明治19年県令丙第2号自体の残存が現時点では確認できないため、庁中39による一部改正の詳細は不明である。

最後に、庁中30は庁中29の正誤であり、誤植5箇所 を訂正したものである。

(2) 明治16年達丁第59号「編纂課印刷所取締規則」(庁中5) とその一部改正(庁中6)

庁中5は、編纂課所管の印刷所⁽¹⁸⁾ に関する取締規則であり、全11 箇条で構成されており、印刷用器械物品の台帳の作成、器械物品の門外持ち出し禁止、印刷原稿の受け渡し手続、未発表原稿についての職工の守秘義務、活版(印刷)用紙の受け払い手続(受払簿作成)、職工の出頭退散時限の取り締まり、印刷所の夜間宿直監守などについて定めている。庁中6は、庁中5の第5条所定の器械物品および給料の請求の申立先、第10条所定の欠勤届の提出先の改正について定めている。

(3) 明治16年達丙第67号 (庁中7) と明治18年達丙第 38号 (庁中15)

庁中7は、照会中、取調中などのため年末の閉庁までに完結に至らない各課署掛の担当事務について、閉庁の際に届出ることを命じた岩村通俊県令時代の令達であり、末尾に届出書の雛形が添付されている。また庁中15は、「一週〔ママ〕年取扱候事務」のうち「本年中完結ニ不至事件」について、担当の課署掛長が取り纏め「閉庁之節可届出」ことを命じた西村捨三県令時代の令達である。

(4) 明治18年達丙第18号「審査掛事務章程」(庁中11) とその関連令達(庁中12)

庁中11は、「上局」⁽¹⁹⁾ に設置された審査掛の事務章程として「課署掛成案ノ回議ヲ審査スル事」、「令ノ命ニ依リ文案ヲ起草スル事」、「土地境界等行政処分ニ属スル事務取扱ノ事」および「職制並庁則等ニ関スル事」の4項目を定めたものである。庁中12は、審査掛が受け付けた課署掛成案の回議書の審査手続に関して、3

日以内に審査を終えて上局へ差し出すべきこと、回議 書に対し意見があるときは主務課等と協議をし、意見 が合わないときは上局の裁決を請うべきことを命じた ものである。

(5)回議文書の取扱に関する明治15年達丙第21号(庁中1)と明治16年達丙第51号(庁中4)

庁中1は、当該令達が制定された時点で施行されて いた沖縄県庁則第17条の遵守を指令するものであり、 「従来ノ習慣ヨリ往々付箋ヲ以テ異見ヲ陳へ候等ノ儀 有之」という実情に対して、「庁則第十七条ヲ以テ相 達置候」ように「庁中諸回議書類ニ就キ異見有之節ハ 別楮二記載可致」とするものである。この庁則第17条 のテキストは現時点では未確認であるが、当該庁則を 改正したものと推定される明治16年1月14日制定達 丙第1号「各課職制事務章程並庁則」中の「沖縄県庁 則」第17条は、「合議書類調査ノ上ハ速ニ捺印順達ス ヘシ無謂遅滞スヘカラス若意味了解シ難キモノアラハ 主任ニ就テ審問シ異見アレハ其旨ヲ討論シ両議相協ハ サルモノハ異見者其趣ヲ別楮ニ朱書シ決ヲ長官ニ乞フ ヘシ」(20) と定めている。前者の庁則第17条の内容は、 後者の庁則第17条の内容とほぼ同趣旨であったのでは ないかと思われる。庁中4は、回議文書の作成に関し て、楷書または行書を用いること、塗抹した箇所に主 任(起案者)の認印を押捺することを命じたものであ る。

(6) 明治19年県令丙第7号 (庁中18) とその正誤 (庁中20)

明治19年庁則第2条は沖縄県庁の各部分課組織として第一部の庶務課に文書掛を置くことを規定した。庁中18は、この第一部庶務課文書掛を廃止し、文書掛の分掌事務を知事官房に配属する「専属ノ書記」に取り扱わせることを命じたものであり、取扱事項として「知事ノ親展ニ係ル諸申牒及機密ノ書類ヲ管理スル事」、「官吏ノ進退任免及恩給辞令等ノ事」等7項目を列挙している。庁中20は、庁中18の本文中「ノ書記」の3文字が衍字である旨の正誤である。

(7) 法律命令・県令の施行期限に関する明治19年県令 甲第11号(庁中19)と明治19年県令甲第16号(庁 中21)

庁中19は、明治19年2月24日裁可(同月26日公布) 勅令第1号「公布式」第12条第1項が、北海道及び沖縄県における法律命令の施行期限について「北海道及沖縄県ハ官報到達日数ヲ定メス現ニ道庁又ハ県庁ニ到達シタル翌日ヨリ起算ス」(21) との特例を定め、また同条第2項が、島嶼における法律命令の施行期限について「島地ハ所轄郡役所ニ官報ノ到達シタル翌日ヨリ起算ス」(22) と定めたことを受けて、制定されたものである。すなわち、庁中19は、沖縄県における法律命令の施行期限は、本島各地方については「官報」が本庁に到達した日の翌日より起算して12日、各離島につい

ては「官報」が役所番所等に現に到達した日の翌日より起算して7日と定めている。他方、庁中21は、沖縄県令の施行期限について、本島については当該県令の「発布ノ後七日」、各離島については当該県令の「到達ノ翌日」と定めている。

(8)明治16年達丙第55号「本庁備付書籍貸与規則」(庁中3)

沖縄県庁本庁に備え付けの書籍の貸与規則であり、全7箇条と借用証書の雛型からなり、貸与資格(官吏に限定)、貸与・返納手続(借用証書の授受)、返納期限(30日)、借用書籍の遺失・毀損の場合の弁償などについて定めている。

(9) 明治18年達丙第7号 (庁中9:明治17年達丙第3 号「庶務課事務章程」の一部改正)

明治17年達丙第3号「庶務課事務章程」は現時点ではその残存が確認されていない。庁中9は、同令達の第3条を「各課署係〔ママ〕ニ於テ起案スル本県布達々及官省布告布達々実施不実施等ニ関与スル事」と改正したものである⁽²³⁾。

(10) 明治18年達丙第20号「公文取扱内規」(庁中13) 庁中13は、全7箇条からなり、沖縄県庁の「本庁ニ到達スル文書」の取扱いについて、「庶務課受付係〔ママ〕」の接受、上局の閲覧、主管課署掛の受付部の接受、課署掛長の検印、主管課等主任者の接受と処分方案の決定、課署掛長の決裁などの手続を定めたものである。

(11) 明治20年達丙第7号 [諸帳簿保存規程] (庁中28)

庁中28は、全6箇条からなり、沖縄県庁本庁の各部所属の諸帳簿の保存と廃棄について定めたものであり、保存期限2年の書類と永久保存の書類との区分、保存期限を経過した書類の廃棄手続、当該規程の遡及適用などを規定している。

(12) 明治15年達丙第48号(庁中2:明治14年達丙第 22号「庁則」の一部改正)

庁中2は、明治14年3月達丙第22号「庁則」の一部 改正であり、同「庁則」中の「達番号書式」に「告示」 を追加したものである。合わせて、「告示スへキ項目」 の「大概」として13項目が列挙されている。ただし、 この明治14年達丙第22号自体は現時点ではその残存が 確認されていない。

(13) 明治18年達丙第11号(庁中10)

庁中10は、沖縄県令達のうち「人民周知上最モ関係」 がある甲号布達(布達甲)について、今後は「決判当 日庶務課記録係〔ママ〕へ回付可致」ことを命じたも のである。

(14) 明治19年布達甲第46号 (庁中16)

庁中16は、「各省ノ告示」と「他府県公報」のうち、「官報」⁽²⁴⁾ に掲載されているものは今後掲示場には掲示せず、役場番所蔵元に「官報」を備え置く旨を布達したものである。

(15) 庁中8 (明治18年1月8日制定)

庁中8には令達類型と令達番号の表示がないが、結 文は「此旨内達候事」と表記されている。その内容は、 沖縄県庁の官吏が病気その他の事故で「不参」(欠勤) する場合に代理人による届出ではなく、「自己ノ名印」 による届出を命じたものである。

(16) 庁中14 (明治18年12月8日制定)

庁中14にも令達類型と令達番号の表示がないが、結 文は「此旨訓示候也」と表記されている。その内容は、 両先島の役所長に対して、「貢納物品」や「公費物品」 は今後は本庁が指定した船舶に搭載して回漕すべきこ とを命じたものである。

五 本資料編綴の令達の資料的価値について

次に、本資料に編綴された39件の令達が、戦前期沖縄県の令達に関する他の残存資料や令達集・令規集にどの程度重複して収録・掲載されているかという観点から、本資料に編綴された令達の資料的価値を検討してみると以下のとおりである(後掲【表4】の「備考」欄参照)。

全39件の令達のうち、筆者が戦前期沖縄県の令達 集・令規集としてその存在を確認できているものに掲 載されているのは2件にとどまる。すなわち、明治39 年版『令達類纂』が庁中15および庁中16を掲載してお り、明治44年版『令達類纂』が庁中15を掲載してい る。

他方、明治19年から22年に制定された沖縄県令達に関する残存資料の存在は現時点ではほとんど確認されていない。明治15年・16年に制定された沖縄県令達の一部を収録している「沖縄県甲乙丙丁号達」⁽²⁵⁾、「「沖縄」県庁ヨリノ諸令達」⁽²⁶⁾、「沖縄県日誌」⁽²⁷⁾、「明治十六年本県諸達書及令達等綴」⁽²⁸⁾には、本資料中の令達は見当たらない。

以上によれば、本資料に編綴された39件の令達のうち庁中15および庁中16の2件を除く37件は、現時点では本資料以外では参照しえないであろう。

六 【表4】について

本資料が編綴する39件の令達を一覧表示すると後掲の【表4】(以下「本表」という。)のとおりである。最後に、この本表について簡単に解説をしておこう。

本表への掲載順は、『自明治十五年至仝二十一年庁中諸回議並庁則ニ関スル部』の原資料の編綴順によった。本表には、「符号」、「整理番号」、「制定または発令年月日」、「令達類型」、「令達番号」、「令達の名称または件名」、「令達の制定・発令者」、「令達の宛所」、および「備考」の各欄を設けた。

本表中「符号」(庁中) および「整理番号」(1~39)

は、作表の便宜や後日の引用の便宜のために、筆者が 付したものである。

本表中「制定または発令年月日」欄には、本資料に編綴された各令達に記載されている年月日を表示した。なお、当時の公布式によれば、沖縄県の令達は掲示場への掲出という方法によることになっていたので、本資料に編綴された各令達に記載されているこの年月日は、第一義的には制定または発令年月日であり、公布年月日とは必ずしも一致しないと考えられる(29)。

本表中「令達の名称または件名」欄には、当該令達の制定文または本文の中にその名称が記載されている令達については、これをそのまま採用して表示した。他方、当該令達中に名称または件名が記載されていない令達のうち、明治39年版『令達類纂』に掲載されているものについてはその件名を採用して〔〕に表示し、同書に掲載されていない令達については筆者が当該令達の制定文ないし本文の内容に基づき〈〉内に適宜名称または件名を表示した。

本表中「令達の制定・発令者」欄および「令達の宛 所」欄には、令達の記載内容に基づき、令達の制定・ 発令者と令達の宛所についての情報を表示した。

最後に、本表中「備考」欄には、本資料が編綴している39件の令達のうち、戦前期沖縄県の令達集・令規集にも収録されている令達について、その情報を表示した。また、本資料中には一部改正令達が多数編綴されているので、一部改正令達については被改正令達との関連を符号・整理番号で示した。さらに、令達中に令達類型の記載がない2件の令達については令達の結文を示した。その他、令達に記載された施行日の情報、令達に添付された別紙の情報、当該令達によって廃止・取消された令達の情報等についても記載した。

七 おわりに

管見によれば、明治18年、19年、20年ないし21年の時期の沖縄県の令達は、その一部が明治39年版『令達類纂』、明治44年版『令達類纂』、沖縄県庁編(後に帝国地方行政学会編)『加除自在現行沖縄県令規全集』(帝国地方行政学会、1929年再版台本発行)などの令達集・令規集に収録されているものの「300」、これら以外の令達資料は本資料を除けばほとんど残存していない。本資料はその欠缺の一部を埋めるものとして極めて貴重であると思われる。とりわけ、明治19年県令丙第1号「沖縄県庁則」は、明治19年勅令第54号「地方官官制」のもとでの沖縄県庁の組織や事務章程を把握する上で不可欠の令達であり、同じく「横内家文書」中に収蔵されている明治25年3月9日沖縄県達甲第4号「沖縄県庁処務細則」とともに、明治期の沖縄県政史の研究上大いに参照されることが期待される。

注

- (1) 横内扶の経歴については、那覇市市民文化部歴史資料室 編『横内家文書横内扶辞令書等関係目録』(那覇市、2006年) 所収の「横内家文書横内扶辞令書目録」および「横内扶自 筆履歴書」が詳しい。
- (2) 川島淳「『横内家文書』の世界〜県知事奈良原繁・日比重明の時期に焦点をあてて〜」(那覇市歴史博物館平成27年度 11・12月期企画展「『琉球処分』と明治期沖縄県政」ギャラリートーク〔2015年12月5日〕のレジュメ)1頁。
- (3) 「横内家文書」については、既に、川島淳「那覇市歴史博物館所蔵の横内家資料と川平家資料に関する覚書」(『壺屋焼物博物館紀要』15号、2014年)55-90頁による詳細な紹介がある。特に同論文第二章「横内家資料に関する文書学的考察」においては、文書学・史料学という観点から文書の形態論、様式論、機能論という三つの視座から「横内家文書」中の「沖縄県政関係文書」を分析している。また、川島前掲「『横内家文書』の世界〜県知事奈良原繁・日比重明の時期に焦点をあてて〜」では、明治期沖縄県政の研究における「横内家文書」の資料的価値に言及している。
- (4) ①の明治39年版『令達類纂』については、青嶋敏「明治39年版『沖縄県令達類纂』(上下巻)所収令達一覧」(『社会科学論集』44号、2006年)243-275頁、同書上巻の巻末付録については、青嶋敏「明治39年版『沖縄県令達類纂下巻』掲載「附録」所収廃止・取消令達等一覧」(『社会科学論集』45号、2007年)227-241頁参照。また②の『沖縄県町村諸規程』については、青嶋敏「『沖縄県町村諸規程』(横内家文書)とその収録令達について」(『愛知教育大学研究報告(人文・社会科学編)』57輯、2008年)131-139頁参照。
- (5) 本資料中の明治19年県令丙第1号「沖縄県庁則」、同年県令丙第7号、明治20年達丙第7号「諸帳簿保存規程」については、既に輝広志氏が、琉球大学国際沖縄研究所若手研究者セミナー「テクスト研究のフロンティア――奄美・沖縄文献の発掘と新たな読解を目ざして――」(2012年11月)において、「近代沖縄の『文書管理』について考える――大迫貞清県知事時代の事例を中心に(試論)――」と題して研究報告を行っている。筆者は、同氏の了解を得て同報告のレジュメを川島淳氏から提供いただいた。記して両氏に謝意を表したい。なお、筆者も「戦前期沖縄県の令達・令規の類型とその変遷について」(『愛知教育大学研究報告(人文・社会科学編)(オンライン版)』62輯、2013年)119-121頁において、本資料(特に明治19年県令丙第1号「沖縄県庁則」)を検討素材として考察したことがある。
- (6) 那覇市市民文化部文化局歴史資料室は、那覇市企画部文 化局文化振興課市史編集係(1991年4月1日発足)の機構改 革により、1994年4月1日に発足した。
- (7) 『横内家資料38』では、本資料の複製の前ページに、「庁中諸回議並びに庁則ニ関スル部(自明治15年至同20年)」(カギカッコ内原文のまま)という表題が複製本作成者により付け加えられている。
- (8) 内閣官報局編『法令全書第十九巻-1』(原書房覆刻版、1977年) 勅令の部286頁。
- (9) 同書同頁。
- (10) 同書287頁。
- (11) 同書287-288頁。
- (12) 沖縄県教育庁文化財課史料編集班所蔵「鍋島直彬文書」。
- (13) 国立公文書館所蔵『自明治十五年至同十六年 公文別録 官 吏雑件二 太政官乙』編綴の「沖縄県甲乙丙丁号達」所収 (沖

縄県沖縄史料編集所編『沖縄県史料 近代3尾崎三良岩村通 俊沖縄関係史料』〔沖縄県教育委員会、1980年〕345-360頁 に翻刻がある。)。

- (14) 同「沖縄県甲乙丙丁号達」所収、同『沖縄県史料 近代3』 261-366頁。
- (15) 那覇市歴史博物館所蔵「横内家文書」。
- (16) 沖縄県知事官房文書係編集·発行『沖縄県令達類纂』(1911年) 第一類37-100頁(以下同書を「明治44年版『令達類纂』」という。)。
- (17) 明治19年庁則第3条によれば、第二部土木課には本務掛と地籍掛の2掛が置かれたが、本文で触れたように庁中29 (明治20年達丙第8号)によって土木課地籍掛は廃止された。 庁中37による処務規程の改正時には土木課は3係(掛)に再編されていたことになる。
- (18) 明治16年5月16日制定達丙第30号「編纂課事務章程」第 11条は本務係の分掌事務として「書庫及印刷所ヲ監守スル 事」と規定し(前掲「沖縄県甲乙丙丁号達」所収、前掲『沖 縄県史料 近代3』344頁)、明治16年5月24日制定達丙第36 号「各課事務章程」中の編纂課事務章程第10条も本務係の 分掌事務として同一の事項を規定している(同「沖縄県甲 乙丙丁号達」所収、同書365頁)。
- (19) 「上局」は、知事官房の設置が規定された明治19年庁則の制定前にしばしば沖縄県令達に登場する沖縄県庁の組織であり、おそらく知事官房の前身であると考えられるが、現時点ではその設置自体を規定した沖縄県令達は未確認である。ちなみに、明治14年2月10日制定達丙第16号「沖縄県各課職制並事務章程」(那覇市歴史博物館所蔵「横内家文書」)中の記録課の事務章程第18条に「上局ノ諸印ヲ鑑守スル事」との規定があり、明治16年1月4日制定達丙第1号「各課職制事務章程並庁則」(岩村68)のうち「沖縄県庁則」の「第一章」中に、「上局へノ稟議」(第4条)、「上局ノ閲覧」(第9条)、「上局へ進達」(第13条)、「上局決判ノ上」(第14条)、「上局ノ加筆」(第18条)、「上局ノ許可」(第25条)などの文言を見出すことができる(前掲「沖縄県甲乙丙丁号達」所収、前掲『沖縄県史料 近代3』352-355頁)。
- (20) 前掲「沖縄県甲乙丙丁号達」所収、前掲『沖縄県史料 近代3』354頁。
- (21) 前掲『法令全書第十九巻-1』勅令の部2頁。
- (22) 同書同頁。
- (23) ちなみに、明治16年1月4日制定達丙第1号「各課職制事務章程並庁則」(岩村68)のうち庶務課の事務章程第3条は「官省本県ノ定規等ヲ考証スル事」と規定し(前掲「沖縄県甲乙丙丁号達」所収、前掲『沖縄県史料近代3』346頁)、明治16年5月24日制定達丙第36号「各課事務章程」中の庶務課の事務章程第3条は「各課二於テ起草スル本県布達々等ニ関与スル事」と規定している(同「沖縄県甲乙丙丁号達」所収、同書362頁)。

- (24) 「官報」は明治16年7月2日月曜日に創刊された。
- (25) 前掲『自明治十五年至同十六年 公文別録 官吏雑件二 太政官乙』所収、前掲『沖縄県史料 近代3』293-387頁。
- (26) 沖縄県教育庁文化財課史料編集班および浦添市立図書館 沖縄学研究室が複製を所蔵。
- (27) 沖縄県公文書館が原本を所蔵。琉球政府編『沖縄県史第 11巻 資料編1上杉県令関係日誌』(琉球政府、1965年) 93-716頁に翻刻がある。
- (28) 沖縄県公文書館が複製を所蔵。
- (29) 沖縄県の令達の公布方法は、明治26年9月9日県令第39号 「公布式一定」(明治39年版『令達類纂』下巻609頁[A746]) が同月「十五日ヨリ発刊ノ琉球新報ニ掲載スルヲ以テ本県 令ノ公布式ト定ム」と定め、これによって同月15日以降、 県令、告示その他所定の令達は『琉球新報』への掲載を以っ て公布されることになったが、この「公布式一定」が制定さ れる以前は、「明治十九年県令甲第二十四号ヲ以テ相定候公 布式」(同「公布式一定」の制定文) によって定められてい た。この明治19年の「公布式」自体は現時点では確認され ていないが、明治19年10月25日付の『官報』第997号246 頁の「官庁事項」欄に掲載された記事「県令公布式及施行 期限」によって、この「公布式」が、「沖縄県県令ハ役所役 場番所蔵元ノ掲示場ニ掲出スルヲ以テ公布式トス又該令ハ 発布ノ後七日ヲ以テ施行ノ期限トス尤各離島ハ到達ノ翌日 ヨリ起算ス但シ発布ノ当日ヨリ施行ヲ要シ又ハ特ニ施行ノ 日ヲ示シタルモノハ此ノ限ニアラス」という内容であった ことがわかる。明治19年「公布式」制定以前の沖縄県の令 達の公布方法に関する令達は現時点では確認できていない が、明治19年「公布式」と同様に「役所役場番所蔵元ノ掲 示場ニ掲出スル」方法が採られていたと推測される。
- (30) たとえば、沖縄県公文書館所蔵の『加除自在現行沖縄県令規全集』(「八重山地方庁之印」本、最終追録第215号、内容現在昭和19年5月1日) 第二綴末尾の「年別索引」3-4頁によれば、同書に収録されている令達は、明治18年制定分9件、明治19年制定分4件、明治20年制定分3件、明治21年制定分10件にとどまる。

(付記)

本稿は、2013~2016年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(A)「近代沖縄における横内家史料の法社会史的研究」(研究代表者沖縄大学教授田里修)(JSPS KAKENHI Grant Number 25245004)による研究成果の一部である。

(2016年9月23日受理)

【表1】年次別類型別の令達件数

	布達 甲	達丙	達丁	県令 甲	県令 丙	訓令	正誤	記載なし	小計
明治15年		2							2
明治16年		3	2						5
明治17年									0
明治18年		6						2	8
明治19年	1			1	6	1	1		10
明治20年		7			1		2		10
明治21年		3		1					4
小 計	1	21	2	2	7	1	3	2	39

【表4】『自明治十五年至仝二十一年庁中諸回議並庁則ニ関スル部』(横内家文書)編綴令達一覧(編綴順)

符号	整理 番号	制定または 発令年月日	令達 類型	令達 番号	令達の名称または件名	令達の制定・発令者	令達の宛所	備考
庁中	1	明治15/02/22	達丙	21号	<庁中諸回議書類ニ就キ異見記載方>		課署掛	
庁中	2	明治15/06/03	達丙	48号	<明治十四年三月達丙二拾二号庁則中達番号書式へ 告示増加>		課署掛	明治14年3月達丙第22号庁則の一部改正。
庁中	3	明治16/07/21	達丙	55号	本庁備付書籍貸与規則	沖縄県令岩村通俊代理沖 縄県大書記官森長義	課署掛、役所	明治15年達丙第80号を取消。
庁中	4	明治16/07/03	達丙	51号	<諸回議文書ノ件>	沖縄県令岩村通俊代理沖 縄県大書記官森長義	課署掛	
庁中	5	明治16/09/08	達丁	59号	編纂課印刷所取締規則	沖縄県令岩村通俊代理沖 縄県大書記官森長義	編纂課	
庁中	6	明治16/10/03	達丁	68号	<編纂課印刷所取締規則一部改正>	沖縄県令岩村通俊代理沖 縄県大書記官森長義	編纂課	庁中5の一部改正。
庁中	7	明治16/12/12			<当年末迄ニ完結ニ不至事務課署掛長ニ於テ取纏メ 閉庁ノ節可届出>	沖縄県令岩村通俊代理沖 縄県大書記官森長義	課署掛	別紙雛形あり。
庁中	8	明治18/01/08	記載な し		<官吏病気其他事故アリ不参ノ節代理ヲ以届出ノ義 自今不相成候>	沖縄県令西村捨三	課署掛役所、県立 学校医院	結文は「此旨内達候事」。
庁中	9	明治18/04/15	達丙	7号	<明治十七年二月達丙三号庶務課事務章程第三条改 定>	沖縄県令西村捨三代理沖 縄県大書記官森長義	課署掛	明治17年2月達丙第3号庶務課事務章程の一部改正。
庁中	10	明治18/05/11	達丙	11号	<甲号布達自今決判当日庶務課記録係へ回付>	沖縄県令西村捨三代理沖 縄県大書記官森長義	課署掛	
庁中	11	明治18/07/21	達丙	,	審査掛事務章程	沖縄県令西村捨三	課署掛、役所	「上局」に審査掛を設置。欄外上部に「本年丙第二十 五号ヲ以テ章程第三条以下刪除」との注記あり。刪除 されたのは第3条および第4条の2箇条である。
庁中	12	明治18/07/21	達丙	19号	<審査掛へ受付スル回議手続ニ関シ審査掛へ相達>	沖縄県令西村捨三	課署掛、役所	令達の本文に「上局」が登場。
庁中	13	明治18/07/21		·	公文取扱内規	沖縄県令西村捨三	課署掛	制定文の但書に「但本文ニ矛盾スル従前ノ条規ハ廃止」ト心得へシ」と規定。
庁中	14	明治18/12/08	記載な し	記載 なし	<自今本庁ヨリ指示スル船舶ニ貢納物品等搭載回漕 >	沖縄県令西村捨三代理沖 縄県大書記官森長義	両先島役所長	結文は「此旨訓示候也」。
庁中	15	明治18/12/10	達丙	38号	[週 [* *] 中取扱事務/四本元福/万処直刀]	沖縄県令西村捨三代理沖 縄県大書記官森長義	課署掛	A31、B28。別紙雛形あり。
庁中	16	明治19/06/29		46号	[目報へ掲載セリル音示公報類掲示/件]	沖縄県令大迫貞清代理沖 縄県警部長猪鹿倉兼文		A745。
庁中	17	明治19/09/07	県令丙	1号		沖縄県知事大迫貞清	各部	末尾に「沖縄県庁則附録」付き。
庁中	18	明治19/09/13	県令丙	7号	<第一部庶務課文書掛ヲ廃シ知事官房へ専属書記ヲ 配置>	沖縄県知事大迫貞清	各部	処務規程の改正か。
庁中	19	明治19/09/16		11号	<本県ニ於ケル法律命令ノ施行期限>	沖縄県知事大迫貞清		明治19年2月24日裁可、同月26日公布の勅令第1号「公 文式」第12条に関連。
庁中	20	明治19/09/18				沖縄県		庁中18の正誤。
庁中	21	明治19/10/04	県令甲	16号		沖縄県知事大迫貞清		
庁中	22	明治19/10/20	訓令	6号	< 役所ニ於テ処理スヘキ事務取扱ノ順序手続等ハ簡便ヲ旨トシ庶務ハ細則ヲ設ケ施行>	沖縄県知事大迫貞清	役所	
庁中	23	明治19/11/17	県令丙	12号	<金銭物品ノ出納ニ関スル各課起按ノ回議書ハ会計 主務査閲スヘシ>	沖縄県知事大迫貞清	各部	

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達 類型	令達 番号	令達の名称または件名	令達の制定・発令者	令達の宛所	備考
庁中	24	明治19/11/27		13号	< 本年九月七日県令丙第二号達中第一部庶務課処務 規程へ数項追加>	沖縄県知事大迫貞清	各部	明治19年県令丙第2号処務規程の一部改正。
庁中	25	明治19/12/06	県令丙	16号	<本年丙第二号県令中第一部農商課處務規程第廿一 項改正第廿二項追加>	沖縄県知事大迫貞清	各部	明治19年県令丙第2号処務規程の一部改正。
庁中	26	明治19/12/11	県令丙	17号	<本年九月県令丙第一号庁則附録第十一式中追加>	沖縄県知事大迫貞清	各部	庁中17(附録第11式)の一部改正(追加)。
庁中	27	明治20/01/27	県令丙	2号	<明治十九年九月県令丙第一号庁則第百二条改正>	沖縄県知事大迫貞清	各部	庁中17の一部改正。
庁中	28	明治20/04/01	達丙	7号	諸帳簿保存規程	沖縄県知事大迫貞清	各部	
庁中	29	明治20/04/09	達丙	8号	<庶務課処務規程および農商課処務規定一部改正>	沖縄県知事大迫貞清	各部	明治19年県令丙第2号処務規程の一部改正。
庁中	30	明治20/04/12	正誤		<明治二十年四月達丙第八号中ノ誤植>	沖縄県		庁中29の正誤。
庁中	31	明治20/04/22	達丙	10号	<明治十九年県令丙第六号ヲ廃止シ同年県令〔丙欠か〕第二号達〔ママ〕第一部庶務課本務掛処務規程改正>	沖縄県知事大迫貞清	各部	明治19年県令丙第6号の廃止、明治19年県令〔丙〕第2 号処務規程の一部改正。
庁中	32	明治20/06/06	達丙	14号	< 十九年県令丙第二号処務規程第二部会計課中追加 >	沖縄県知事福原実	各部	明治19年県令丙第2号処務規程の一部改正(追加)。
庁中	33	明治20/07/12	達丙	15号	<明治十九年県令丙第二号達〔ママ〕第一部庶務課編纂掛処務規程中改正追加>	沖縄県知事福原実	各部	明治19年県令丙第2号処務規程の一部改正(追加)。
庁中	34	明治20/10/28	達丙	18号	<明治十九年九月県令丙第一号庁則中更正追加>	沖縄県知事福原実	各部	庁中17の更正追加。
庁中	35	明治20/11/02	正誤		<本年十月廿八日達丙第十八号庁則中更正追加ニ関 スル達中ノ正誤>	沖縄県		庁中34の正誤。
庁中	36	明治20/12/23	達丙	20号	<客年九月県令丙第一号本県庁則中第八十九条更正 >	沖縄県知事福原実	各部	庁中17の更正。
庁中	37	明治21/01/13	達丙	1号	< 十九年県令丙第二号達〔ママ〕土木課処務規程改正>	沖縄県知事福原実	各部	明治19年県令丙第2号処務規程の一部改正。欄外上部 に3か所の注記あり。
庁中	38	明治21/01/31	達丙	3号	< 明治十九年九月県令丙第一号本県庁則中第六十八条但書更正>	沖縄県知事福原実	各部	庁中17の更正。
庁中	39	明治21/02/02	達丙	4号	<明治十九年県令丙第二号第一部庶務課本務掛処務 規程第一項改正>	沖縄県知事福原実	各部	明治19年県令丙第2号処務規程の一部改正。

(注1)「令達の名称または件名」欄の記載のうち、[]で囲んだ令達の件名は明治39年版『令達類纂』の件名を採用したものであり、< >で囲んだ令達の件名は令達本文の内容に基づき筆者が付したものである。

(注2)「備考」欄の記載のうち、符号「A」と整理番号は明治39年版『令達類纂』所収の沖縄県令達に、符号「B」と整理番号は明治44年版『令達類纂』所収の沖縄県令達に、筆者が付したものである。

【表2】明治19年県令丙第1号庁則による沖縄県庁の組織

知	事官	房				
第	_	部	庶	務	課	往復掛、口頂収調掛
			農	商	課	
			土	木	課	
		部	学	務	課	本務掛、統計掛
第	_		監	獄	課	
カ	_		衛	生	課	
			会	計	課	調査掛、司計掛、出納掛、公債掛、用度掛
荷女	察本	部	第	_	課	庶務掛、主計掛
言	祭 平	미	第		課	監督掛、治罪掛
	税		賦	税	課	
収		部	徴	収	課	
			徴	税費	課	会計掛、庶務掛

【表3】「沖縄県庁則付録」所定の書式等一覧

附録第一式	収受簿	附録第十一式	〔県令式等結文例〕
附録第二式	重要書配賦簿	附録第十二式	〔指令文例〕
附録第三式	官報収受簿	附録第十三式	〔吏員人民喚出〕
附録第四式	発議収受簿	附録第十四式	番号簿
附録第五式	送達簿	附録第十五式	処務月報簿
附録第六式	書留書状送達簿	附録第十六式	〔意見書〕
附録第七式	金子入送達簿	附録第十七式	県令配賦簿
附録第八式	〔収受送達件数統計表〕	附録第十八式	〔新任官吏辞令請書〕
附録第九式	〔事件ノ調理済未済調表〕	附録第十九式	〔新任官吏履歴書〕
附録第十式	〔回議〕	附録第廿式	引継目録